

平成25年10月23日
国土交通省海事局

アジア太平洋地域における外国船検査（ポートステートコントロール） 協力20周年を記念したフォーラムの開催について —日本人初のIMO事務局長関水氏招聘—

1993年12月にアジア・太平洋地域の関係18カ国による **Port State Control**^{※1}（ポートステートコントロール：外国船舶の監督）の調和のための覚書（東京MOU^{※2}）が締結されてから本年は20周年にあたることから、東京MOU締結20周年記念フォーラムが以下のとおり開催されます。

本フォーラムでは、国際基準に満たない質の悪い船舶（サブスタンダード船）の国際的排除を目指し、関係国と海事国際社会が協調してPSCに取り組むため、日本人初の国際海事機関（IMO）事務局長関水康司氏をはじめ海事産業の国際団体の代表が一堂に会するものです。

※1 及び※2 については別添参照

記

1. 日時

平成25年10月28日（月）13:45～17:00

2. 場所

ホテル日航東京 1階オリオン

3. 出席者

東京MOU加盟国の代表

（オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム）

東京MOU協力国（マーシャル諸島、ペルー）

東京MOUオブザーバー国（アメリカ、マカオ）

東京MOUオブザーバー機関（パリMOU、南米MOU、インド洋MOU、黒海MOU）

関水康司国際海事機関（IMO）事務局長
海事産業界（国際海運会議所（ICS）、国際独立タンカー船主協会（INTERTANKO）、
国際乾貨物船主協会（INTERCARGO）、アジア船主協会（ASF）、国際船級協会連合
（IACS）、アジア船級協会連合（ACS））

4. プログラム

第1部 アドレスセッション（13:45～15:00）

- ・開会挨拶 国土交通省
- ・基調講演1 関水康司 IMO 事務局長「IMO と東京 MOU」
- ・基調講演2 岡田光豊 東京 MOU 事務局長「東京 MOU の 20 年の歩み」

第2部 ディスカッションセッション（15:30～17:00）

- ・テーマ1 バラスト水サンプリングの試行的運用
- ・テーマ2 PSC 検査官の訓練と産業界との協力 他

5. その他

本フォーラムは非公開ですが、フォーラム前半のアドレスセッションまでの傍聴及び
写真撮影は報道関係者に限り可能です。なお、議事については全て英語にて行われま
す。

傍聴を希望される報道関係者の方は、10月25日（金）15時までに下記問合せ先まで
登録（会社名・氏名・連絡先）頂きますようお願い致します。

また、傍聴を希望される報道関係者の方は、当日13時30分までに会場までお越し頂
きますようお願い致します。

問い合わせ先： 国土交通省 海事局 総務課外国船舶監督業務調整室 伏見 吉村 （代表）：03-5253-8111（43-176, 43-177） （直通）：03-3580-5090 （FAX）：03-5253-1644
--

Port State Control (PSC) の概要

PSCとは、ポート・ステート・コントロール (Port State Control=PSC) の略で、入港した外国籍船に対して、船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等が国際条約に適合しているかどうかについて行われる入港国による検査のことです。

1. PSCの必要性と目的

海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、船舶の構造・設備と海洋汚染防止機器及び船員の資格要件等については、SOLAS条約（海上人命安全条約）、MARPOL条約（海洋汚染防止条約）、STCW条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）などにより国際的な基準が定められています。

2. 旗国としての義務

自国に船籍のある船舶（自国籍船）に対しては、国際条約の規定に従って国内法令を整備し、これに基づき船舶の構造・設備等に関する検査を行い、船員の資格要件をチェックすることになっています。これが締約国の旗国としての義務です。

すべての締約国が自国籍船に対する検査やチェックを十分に行い、かつ、船主・運航者がこれらに従っているならば、締約国に属するすべての船舶は条約の規定に適合しているはずです。

3. 寄港国の権利

しかし、現実には、船舶の条約不適合に起因すると考えられる大きな海難事故や海洋汚染が後を絶たない状況です。海上における人命の安全や海洋環境保全が一層強く叫ばれる今日、こうした条約不適合船（サブスタンダード船）をなくすことが喫緊の課題となっています。

このためには、まず第一に、締約国自身による自国の海事行政の強化を図らなければならないのは当然ですが、これを補完することになる第二の方策として、条約不適合船を寄港国において外国からの指摘により是正させることがきわめて有効であると考えられています。これが条約上認められている「寄港国による監督（PSC）」です。

4. 我が国の体制

我が国では、平成9年度に外国船舶監督官制度を創設しました。現在、全国41官署に140名の外国船舶監督官を配置し、積極的にPSCを実施しています。

PSCの実績を見ると、平成24年は、5,193隻の外国籍船のPSCを実施し、うち3,371隻から16,340件の欠陥を発見し、うち237隻については重大な欠陥が発見されたため拘留処分としました。

我が国海上貿易量の90%以上は外国籍船で運ばれており、我が国周辺海域の安全確保と海洋環境保全のためには外国籍船の基準適合性の確保が重要であり、今後ともPSCの強化が必要となっています。

(参考)

我が国のPSCの実績

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検査隻数	5,047	4,930	5,308	5,076	5,193
欠陥がある隻数	3,325	3,328	3,578	3,343	3,371
欠陥件数	18,395	17,289	16,890	17,689	16,340
拘留処分隻数	243	192	239	217	237

東京MOU年次報告書より



救命艇の降下を確認している外国船舶監督官

東京MOUの概要

PSCは海事関係国際条約で定められている締約国の権利ですから、それぞれの締約国が単独で行うことができます。しかし、船舶は国際間を移動するのが常ですし、海洋汚染防止への取り組みは一国だけでは不十分であることを考えれば、近隣の地域ぐるみで互いに連絡を取りながら実施することの意義はきわめて大きいといえます。

アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制を確立するため、1993年12月東京において「アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書 (Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region)」が関係国の間で合意され、1994年4月より、どの国からも独立した非営利の事務局を東京に置き活動を開始しています。この覚書は東京で合意されたので「東京MOU」と略称されています。

1. 東京MOUメンバー国

オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム
(18か国 (地域))

2. 東京MOUのブラックリスト国

東京MOUでは、域内でのPSCの結果、拘留処分の多い旗国をブラックリストとして公表しています。2012年の年次報告書で公表されたブラックリスト国は以下のとおりです。

パプアニューギニア、シエラレオネ、カンボジア、グルジア、北朝鮮、タンザニア、モンゴル、インドネシア、セントクリストファー・ネイビス、バングラデシュ、トンガ、キリバス、タイ、ベトナム、ベリーズ

東京MOUのウェブページ：<http://www.tokyo-mou.org/>